松山東雲女子大学収容定員関係学則変更届出書

令和6年12月25日

文部科学大臣　殿

学校法人松山東雲学園
理事長　丸木　公介

このたび，松山東雲女子大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は，確実に届出に係る計画を履行します。

別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基　本　計　画

事　項	記　入　欄	備　考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更	
フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　マツヤマシノノメガクエン 学校法人　松山東雲学園	
フリガナ 大学の名称	マツヤマシノノメジョシダイガク 松山東雲女子大学（Matsuyama Shinonome College）	
大学本部の位置	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号	
大学の目的	キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献し、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。	
新設学部等の目的	昨今の18歳人口の減少、高校生の社会福祉分野への進路選択者数の減少、本年度新設された地域イノベーション専攻の県内浸透の遅れもあり、入学定員の確保が厳しく、ここ数年定員を充足出来ていない状況にある。本学の実態にあわせて、入学定員（編入学定員を含む）及び収容定員を減員し、適正規模への定員変更を行う。	

新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	人文科学部 心理子ども学科 （Department of Psychology and Early Childhood Education Faculty of Human Sciences）	年 4 2	人 80 (110) –	年次 人 – 3年次 0 (10)	人 320 (460)	学士 （人文科学）	文学、教育学・保育学、社会学・社会福祉学関係	令和7年4月 第1年次 令和7年4月 第3年次	愛媛県松山市 桑原3丁目2番1号
	計								

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	松山東雲短期大学 現代ビジネス学科〔定員減〕（△30）（令和7年4月）

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数
		講義	演習	実験・実習	計	
		科目	科目	科目	科目	単位

	学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分	人文科学部　心理子ども学科	人 11（11）	人 7（7）	人 7（7）	人 0（0）	人 25（25）	人 0（0）	人 53（53）	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	9 (9)	7 (7)	7 (7)	0 0	23 (23)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数9人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	小計（ａ～ｂ）	9 (9)	7 (7)	7 (7)	0 0	23 (23)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	2 (2)	0 0	0 0	0 0	2 (2)			
	計（ａ～ｄ）	2 (2)	0 0	0 0	0 0	2 (2)			
	該当なし	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数一人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			
	小計（ａ～ｂ）	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			
	計（ａ～ｄ）	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)	– (–)			
	計	11 (11)	7 (7)	7 (7)	0 0	25 (25)	0 0	53 (53)	

既設分	該当なし	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数一人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	小計（a～b）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計（a～d）	－ ()	－ ()	－ ()	－ ()	－ ()			
設分	該当なし	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数一人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	小計（a～b）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（a，b又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計（a～d）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)			
	計	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
合計		11 (11)	7 (7)	7 (7)	0 0	25 (25)	0 0	53 (53)	

職種	専属	その他	計
	人	人	人
事務職員	32 (32)	5 (5)	37 (37)
技術職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)
図書館職員	1 (1)	1 (1)	2 (2)
その他の職員	0 (0)	9 (9)	9 (9)
指導補助者	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	33 (33)	15 (15)	48 (48)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	0 ㎡	16,870 ㎡	0 ㎡	16,870 ㎡	松山東雲短期大学（必要面積4,400㎡）と共用
	その他	0 ㎡	19,019 ㎡	0 ㎡	19,019 ㎡	借用面積：5,191㎡ 借用期間：1年間
	合計	0 ㎡	35,889 ㎡	0 ㎡	35,889 ㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	0 ㎡ (0 ㎡)	20,097.15 ㎡ (20,097.15 ㎡)	24.30 ㎡ (24.30 ㎡)	20,121.45 ㎡ (20,121.45 ㎡)	松山東雲短期大学（必要面積4,900㎡）と共用

教室・教員研究室	教室		教員研究室	
		室		室

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点
		〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )
	計	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	〔 〕 (〔 〕)	( )	( )

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設
	㎡	㎡	㎡

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区　分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
		教員１人当り研究費等		220千円	220千円	220千円	220千円			
		共同研究費等		352千円	352千円	352千円	352千円			
		図書購入費	829千円	775千円	703千円	631千円	577千円			
		設備購入費	1,218千円	1,218千円	1,218千円	1,218千円	1,218千円			
	学生１人当り納付金			第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
				1,220千円	970千円	970千円	970千円	千円	千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要									

既設大学等の状況	大学等の名称	松山東雲女子大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	人文科学部 心理子ども学科 (Department of Psychology and Early Childhood Education Faculty of Human Sciences)	4	110	3年次 10	460	学士（人文科学）	0.62	平成19年	

既設大学等の状況	大学等の名称	松山東雲短期大学							
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
		年	人	年次 人	人		倍		愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	保育科 (Department of Early Childhood Education and Care)	2	100	－	200	短期大学士（保育）	0.92	昭和41年	
	現代ビジネス学科 (Department of Business Studies)	2	70	－	140	短期大学士（ビジネス）	0.54	昭和59年	
	食物栄養学科 (Department of Food and Nutrition)	2	80	－	160	短期大学士（食物栄養）	0.76	昭和62年	

附属施設の概要	名　　称：松山東雲教育実践研究センター 目　　的：教育研究の推進・教育の質向上 所 在 地：愛媛県松山市桑原3丁目2番1号 設置年月：令和2年4月	令和6年4月名称変更

（注）
1　共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
3「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
4　私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
6　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
7　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

松山東雲女子大学　設置認可等に関わる組織の移行表

令和６年度	入学定員	編入学定員	収容定員		令和７年度	入学定員	収容定員	変更の事由
松山東雲女子大学					松山東雲女子大学			
人文科学部					人文科学部			
心理子ども学科		3年次			心理子ども学科			名称変更
子ども専攻	50	5	210	→	子ども専攻	50	200	定員減
社会福祉専攻	60	5	250	→	社会福祉専攻	30	120	定員減
地域イノベーション専攻				→	地域イノベーション専攻			
計	110	10	460		計	80	320	

２　校地校舎等の図面

（1）都道府県内における位置関係の図面

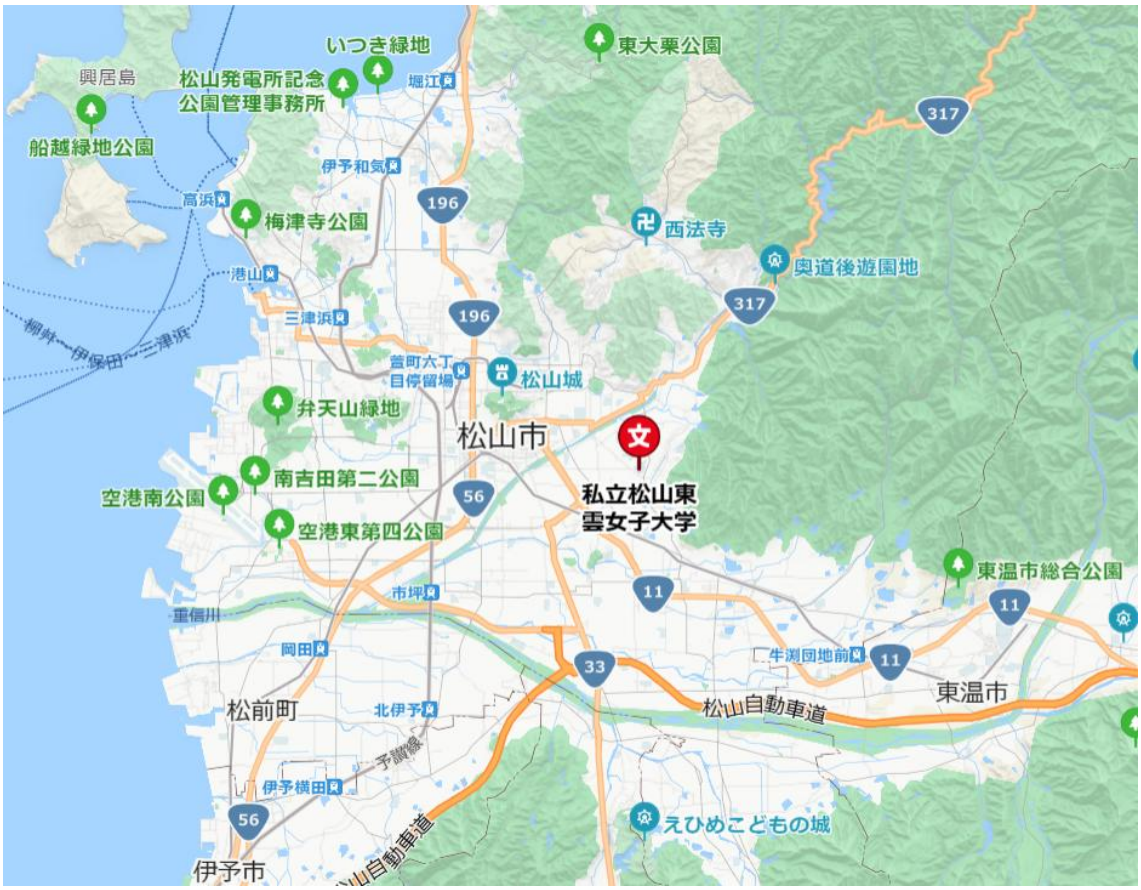

（2）最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面

- 市内バス利用
  伊予鉄バス10番線「短大前」下車　松山市駅から約20分、JR松山駅から約30分
- 高速道路利用
  松山自動車道「松山IC」から約38分、「川内IC」から約26分
- タクシー利用
  松山市駅から約15分

（3）校舎、運動場等の配置図（完成年度のもの）
（4）校舎の平面図（完成年度のもの）

※赤枠部分の本館南・本館北は本届出の学科が主に使用している校舎

桑原キャンパス校地 38,499.01 ㎡
所在地：愛媛県松山市桑原3 丁目2 番1 号

使用区分	所有	借用	計
大学・短期大学	30697.34	5173.00	35870.339
認定こども園	2628.67	—	2628.67
計	33326.01	5173.00	38,499.01

	種別	建物構造	総面積 ㎡	使用区分
①	校舎（本館南・北）	鉄筋コンクリート造4階建	5,647.60	大学・短大
②	校舎（A館）	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,932.10	大学・短大
③	校舎（B館）	鉄筋コンクリート造陸屋根5階建	2,500.71	大学・短大
④	校舎（D館）	鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建	4,157.57	大学・短大
⑤	講堂・図書館	鉄筋コンクリート造4階建	3,000.28	大学・短大
⑥	体育館	鉄筋コンクリート造2階建	1,597.74	大学・短大
⑦	部室（清雅館）	鉄筋コンクリート造2階建	569.7	大学・短大
⑧	実習棟	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	272.16	大学・短大
⑨	柔道場	鉄骨コンクリートブロック造板葺平家建	141	大学・短大
⑩	ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ	鉄骨造鋼板葺平家建	83.89	大学・短大
⑪	倉庫（旧実習室）	軽量鉄骨造2階建	194.4	大学・短大
⑫	楽焼き小屋	軽量鉄骨造平屋建	24.3	大学・短大
⑬	認定こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	2496.181	認定こども園
⑭	認定こども園	鉄骨造2階建	132.490	認定こども園

松山東雲女子大学学則

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、深く専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、公共の福祉と文化の向上に貢献し、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

（自己点検・評価等）

第１条の２　本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

２．本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法に基づいて、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

３．自己点検評価を行うにあたって必要な事項については、別に定める。

（名称及び所在地）

第２条　本学は、松山東雲女子大学と称し、愛媛県松山市桑原３丁目２番１号に置く。

第２章　　学部、収容定員及び修業年限

（学部及び収容定員）

第３条　本学に設置する学部、学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

学部	学科・専攻名	入学定員	収容定員
人文科学部	心理子ども学科 子ども専攻 社会福祉専攻 地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻	 50名 30名	 200名 120名
計		80名	320名

（学部・学科等の教育目的）

第３条の２　学部及び学科等の教育研究、人材養成上の目的は、次のとおりとする。

人文科学部

人間と社会の本質及びその文化的所産について科学的な探究を行い、時代と社会に仕え、その課題を深く理解して実践的に取組む有為な人材を育成することを目的とする。

心理子ども学科

現代社会の重要課題である「こころ」と「子ども」を中心的な教育研究課題とし、人の理解と支援に関する専門的・実践的教育を行い、もって地域社会の創造に貢献できる人材の育成を目的とする。

(1) 子ども専攻　子どもの育ちと子育て支援に対する深い理解に基づき、しなやかに実践できる人材養成を目的とし、主体的・実践的な学びを通して高度な専門性とあたたかな心を持つ保育者・教育者を育成する。

(2) 社会福祉専攻　人間の尊厳を重視し、現代社会が抱える生活課題と「こころ」の問題を心理社会的な視点でとらえ、社会福祉に関わる価値・知識・技術を用いて、人間の暮らしの向上と豊かな地域社会の発展に貢献できる人材を育成する。

(3) 地域イノベーション専攻　対人理解・支援の基礎となる心理学的視点とコミュニケーション能力を身につけ、地域社会の課題を科学的に分析し、その解決策を提案・実践することができる人材を育成する。

（修業年限及び在学年数）

第４条　本学の修業年限は４年とする。

２．在学年数は６年を超えることができない。ただし、第14条第１項及び第２項の規定により入学した学生は、第14条第３項により定められた在学年数とする。

第３章　　学年、学期及び休業日

（学　年）

第５条　学年は４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（学　期）

第６条　学年を次の２学期に分ける。

前学期　　４月１日から９月20日まで

後学期　　９月21日から３月31日まで

（休業日）

第７条　休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学開学記念日　　５月２日

(4) 松山東雲学園創立記念日　　９月16日

(5) 春期休業日　　３月18日から　３月31日まで

(6) 夏期休業日　　８月８日から　９月20まで

(7) 冬期休業日　　12月25日から　１月４日まで

２．必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第４章　　入学、休学、復学、退学及び除籍

（入学の時期）

第８条　入学の時期は学期の始めとする。

（入学の資格）

第９条　本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、入学者選考に

合格した者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) その他、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第10条　前条の各号のいずれかに該当する者で、本学に入学を志願する者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学検定料を納入しなければならない。

（入学者の選考）

第11条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第12条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人署名の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

２．学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第13条　保証人は１名とし、親権者又は後見人があたるものとし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を負うものとする。保証人に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（編入学及び転入学）

第14条　次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ３年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者及び修得見込みの者

(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入

学資格を有する者に限る。）

(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

２．次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ２年次に入学を許可する。

(1) 大学又は短期大学に１年以上在学し、30単位以上修得した者及び修得見込みの者

(2) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者

３．第１項の規定により、入学を許可された者の在学年数は４年、第２項の規定により、入学を許可された者の在学年数は、５年を超えることができない。すでに修得した授業科目、単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転専攻）

第14条の２　本学の学生で転専攻を志願する者があるときは、志望する専攻年次に欠員があるときに限り、選考のうえ転専攻を許可する。

２．前項の規定により、転専攻を許可された者の在学すべき年数、授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

３.転専攻に関する規程は別に定める。

（休　学）

第15条　健康上又はその他やむを得ない事由により２か月以上修学できない者は、所定の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

２．休学の期間は通算２年以内とし、在学年数に算入しない。

（復　学）

第16条　休学中の学生が復学しようとするときは、所定の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

（退　学）

第17条　退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

２．他の大学等に入学又は転入学しようとする者は、前項に準ずる。

（再入学）

第18条　本学を退学した者及び第19条第１項第３号に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

２．前項の規定により、入学を許可された者の在学すべき年数、授業科目及び単位数の

取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

３．再入学に関する規程は別に定める。

（除　籍）

第19条　次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第４条第２項に定める在学年数を超えた者

(2) 第15条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第５章　　教育課程及び履修方法等

（教育課程の編成）

第20条　教育課程は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

（授業科目の区分、名称及び単位数等）

第21条　授業科目の区分、名称及び単位数等は、別表１のとおりとする。

２．授業科目の履修に関する規程は別に定める。

第21条の２　削除

（授業の方法）

第21条の３　授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

２．文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３．第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（単　位）

第22条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。

２．前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

（成績の判定）

第23条　学業成績は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

２．学業成績判定に関する規程は別に定める。

（単位の認定）
第24条　授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。
２．試験に関する規程は別に定める。
（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第25条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２．前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
（大学以外の教育施設等における学修）
第25条の２　本学が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
２．前項により与えることができる単位数は、第25条第１項及び第２項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
（入学前の既修得単位等の認定）
第26条　本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２．本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第25条の２第１項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。
３．前２項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第25条第１項及び第２項並びに第25条の２第１項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。
４．学則第14条第１項に基づき本学の３年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、62単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。
５．学則第14条第２項に基づき本学の２年次に入学した学生の既修得単位については、教授会の議を経て、30単位を限度として、本学において修得したものとして認定することができる。

第６章　　卒　業　要　件　等

（卒業の要件）
第27条　本学を卒業するためには、学生は４年以上在学し、別表１に定める所要単位を修得しなければならない。
２．前項により卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第21条の３第２項の

授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（卒業の認定）

第28条　前条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第29条　本学を卒業した者に学士（人文科学）の学位を授与する。

（教育職員免許状の取得）

第29条の２　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第27条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

２．本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学科・専攻	免許状の種類
心理子ども学科子ども専攻	幼稚園教諭一種免許状

３．前項の教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第７章　学納金等

（学納金等の金額及び種類等）

第30条　本学の学納金等は別表２のとおりとする。

２．授業料、施設・設備費、実習費は２学期に分け、前学期は４月末日、後学期は10月末日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める規程により減免又は延納を認めることがある。

３．修業年限４年を超えて在学する者の学納金は別に定める。

４．社会人学生の学納金に関する規程は別に定める。

（休学及び復学の場合の学納金）

第31条　休学期間中の学納金及び学期の中途に復学する者の学納金は別に定める。

（退学、除籍及び停学の場合の学納金）

第32条　学期の中途で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金は徴収する。

２．停学期間中の学納金は徴収する。

（納付された学納金等）

第33条　納付された学納金等は、原則として返還しない。

第８章　職員組織

（職員組織）

第34条　本学に次の職員を置く。

学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、助手、労務職員

２．組織及び職務に関する規程は別に定める。

第９章　　教　授　会

（教授会）

第35条　本学は、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

２．教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

３．教授会に関する必要な事項は別に定める。

第36条　削除

第10章　　科　目　等　履　修　生　等

（科目等履修生）

第37条　本学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

２．科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第37条の２　他の大学等（外国の大学を含む）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出た場合には、両大学間の協議に基づき、学長が特別聴講学生として授業科目の履修を許可することがある。

２．特別聴講学生に関する規程は別に定める。

（研究生）

第38条　大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が、該当する専攻において、特定の事項について研究することを学科長に願い出た場合は、当該専攻の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

２．研究生に関する規程は別に定める。

（委託生）

第39条　大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、公共機関又はこれに準ずる団体からその所属職員を本学に委託する願い出があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が委託生として許可することがある。

２．委託生に関する規程は別に定める。

（外国人留学生）

第39条の２　外国人留学生の入学を許可することができる。

２．外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章　　大　学　開　放

（公開講座等）

第40条　公開講座等は、授業及び研究に妨げのない限り開講することができる。

第12章　賞　罰

（表　彰）

第41条　人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

２．学生表彰に関する規程は別に定める。

（懲　戒）

第42条　本学の規則に違反、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、又は無届で長期にわたり欠席した者

２．学生懲戒に関する規程は別に定める。

第13章　附　属　施　設

（図書館）

第43条　本学に図書館を置く。

２．図書館に関する規程は別に定める。

（松山東雲教育実践研究センター）

第44条　本学に松山東雲教育実践研究センターを置く。

２．松山東雲教育実践研究センターに関する規程は別に定める。

第14章　学　則　の　改　廃

（学則の改廃）

第45条　この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が理事会に進達する。

附　則

１．この学則は、文部大臣認可の日から公布し、1992年４月１日から施行する。

２．1992年度から1994年度において人文学部の総定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1992年度	人間文化学科	８０名
	言語文化学科	８０名
	合　計	１６０名
1993年度	人間文化学科	１６０名
	言語文化学科	１６０名
	合　計	３２０名
1994年度	人間文化学科	２４０名

言語文化学科　　２４０名

合　　計　　４８０名

３．改正　（1993年４月１日）

４．改正　（1994年４月１日）

５．改正　（1995年４月１日）

６．1995年度において人文学部の収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1995年度　　人間文化学科　　３２５名

言語文化学科　　３２５名

合　　計　　６５０名

７．改正　（1996年４月１日）

８．改正　（1997年４月１日）

９．この学則は1998年４月１日から施行する。なお、1997年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

ただし、1998年以降の編入学生については、編入される学年の学則を適用する。

10．この学則は1999年４月１日から施行する。なお、1998年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

11．1999年度から2001年度において人文学部人間心理学科の収容定員及び人文学部の総収容定員は、第３条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

1999年度	人間心理学科	収 容 定 員	１００名
	人 文 学 部	総収容定員	７６０名
2000年度	人間心理学科	収 容 定 員	２００名
	人 文 学 部	総収容定員	８６０名
2001年度	人間心理学科	収 容 定 員	３１０名
	人 文 学 部	総収容定員	９７０名

12．この学則は2000年４月１日から施行する。なお、1999年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

13．この学則は2001年４月１日から施行する。なお、2000年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

14．この学則は2002年４月１日から施行する。なお、2001年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

15．この学則は2003年４月１日から施行する。なお、2002年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

16．この学則は2004年４月１日から施行する。なお、2003年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

17．この学則は2005年４月１日から施行する。なお、2004年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

18．2005年度から2007年度において人文学部の収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2005年度	人間文化学科	２９０名
	国際文化学科	２９０名
	人間心理学科	３９５名
	計	９７５名
2006年度	人間文化学科	２５０名
	国際文化学科	２５０名
	人間心理学科	３７０名
	計	８７０名
2007年度	人間文化学科	２１０名
	国際文化学科	２１０名
	人間心理学科	３５０名
	計	７７０名

19. この学則は2006年４月１日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

20. この学則は2007年４月１日から施行する。なお、2006年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

21. 2007年度から2009年度において人文科学部の収容定員は、第３条及び2005年４月１日改正の附則18の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ただし、人文学部人間文化学科、国際文化学科及び人間心理学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

	2007年度			2008年度			2009年度		
	入学定員	編入学定員	総定員	入学定員	編入学定員	総定員	入学定員	編入学定員	総定員
人文科学部									
心理子ども学科									
心理専攻	50	－	50	50	5	105	50	5	160
子ども福祉専攻	50	－	50	50	5	105	50	5	160
国際文化学科	60	－	60	60	5	125	60	5	190
人文学部									
人間文化学科	－	5	170	－	－	85	－	－	40
国際文化学科	－	5	170	－	－	85	－	－	40
人間心理学科	－	5	270	－	－	165	－	－	80
計	160	15	770	－	15	670	160	15	670

22. 2008年度編入生については、2007年度の学則を適用する。

23. この学則は2008年４月１日から施行する。なお、2007年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

24. この学則は2009年４月１日から施行する。なお、2008年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

25. この学則は2010年４月１日から施行する。なお、2009年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

26. 2011年度から2013年度において人文科学部の収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

ただし、人文科学部国際文化学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

2011年度	心理子ども学科	４３０名
	国際文化学科	１９０名
	計	６２０名
2012年度	心理子ども学科	４４０名
	国際文化学科	１３０名
	計	５７０名
2013年度	心理子ども学科	４５０名
	国際文化学科	６５名
	計	５１５名

27. この学則は2011年４月１日から施行する。なお、2010年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

28. この学則は2012年４月１日から施行する。なお、2011年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

29. この学則は2013年４月１日から施行する。なお、2012年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

30. この学則は2014年４月１日から施行する。なお、2013年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

31. この学則は2015年４月１日から施行する。なお、2014年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第15条、第16条、第17条については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。

32. この学則は2016年４月１日から施行する。なお、2015年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第15条、第16条、第17条については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。

33. この学則は2017年４月１日から施行する。なお、2016年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

34. この学則は2018年４月１日から施行する。なお、2017年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

35. この学則は2019年４月１日から施行する。なお、2018年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

36. この学則は2020年４月１日から施行する。なお、2019年度以前に入学した学生につ

いては、入学時の学則を適用する。

37. この学則は2021年４月１日から施行する。なお、2020年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第21条の３、第27条第2項については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。

38. この学則は2022年４月１日から施行する。なお、2021年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

39. この学則は2023年４月１日から施行する。なお、2022年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

40. この学則は2024年４月１日から施行する。なお、2023年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

41. 2025年度から2027年度において人文科学部の収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

2025年度	心理子ども学科	４２０名
2026年度	心理子ども学科	３８０名
2027年度	心理子ども学科	３５０名

42. この学則は2025年４月１日から施行する。なお、2024年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

別表１の（１）　共通カリキュラム

領域	授業科目	単位数 必	単位数 選	卒業要件単位
A 知の礎	キリスト教学	2		24単位以上
	哲学		2	
	倫理学		2	
	文学		2	
	地理学		2	
	文化人類学		2	
	心理学入門		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	
	AIとデータサイエンス	2		
B 社会と共に学ぶ	まつやま学		2	
	正岡子規と伊予の文化		2	
	茶道の文化		2	
	ボランティア論		2	
	社会起業論		2	
	生活の美術		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2	
	インディペンデント・スタディ		2	
C ライフデザイン	現代社会とライフデザイン	2		
	女性とライフプランニング		2	
	フィジカルマネジメントと健康		2	
	ライフサイクルと健康		2	
	栄養と食生活		2	
	現代のメンタルヘルス		2	
	生涯スポーツⅠ		2	
	生涯スポーツⅡ		2	
	体育講義　※		1	
	体育実技　※		1	
	レクリエーション概論		2	
	レクリエーション実技		1	
	レクリエーション指導実習		1	
D 伝え合う力	英語Ⅰ　※1		2	
	英語Ⅱ　※1		2	
	観光英語		2	
	資格英語		2	
	フランス語　※1		2	
	ドイツ語　※1		2	
	中国語　※1		2	
	韓国・朝鮮語　※1		2	
	日本語　※1		2	
	読書とコミュニケーション		2	
	日本語リテラシー		2	
	レポートライティング		2	
	手話		2	
	情報リテラシー　※2		2	
	海外語学・文化研修		2	
	国際事情研究		2	
計		6	90	24

※1　C群の領域の※は子ども専攻のみ、D群の領域の※1はその言語を母国語としない学生のみ、履修登録できる科目を示す。
※2　D群の※2は地域イノベーション専攻のみ必修科目とする。

※3　自由単位（62単位）は、共通カリキュラム、子ども専攻専門教育科目、社会福祉専攻専門教育科目、地域イノベーション専攻専門教育科目、特別開講科目、分析技法に関する科目から履修する。ただし、他の大学又は短期大学において履修し、本学で認定した単位は、自由単位に含めることができる。

別表１の（２）　心理子ども学科子ども専攻　専門教育科目

領域	授業科目	単位数 必	単位数 選	卒業要件単位	
知識・理解・技能	心理学概論		2	14単位以上	（※3）自由単位62単位以上
	心理学		2		
	教育心理学（保育の心理学）		2		
	発達心理学		2		
	子ども家庭支援の心理学		2		
	臨床心理学概論		2		
	保育原理		2		
	教育原論		2		
	幼児と健康		1		
	健康の指導法Ⅰ		1		
	健康の指導法Ⅱ		1		
	幼児と人間関係		1		
	人間関係の指導法Ⅰ		1		
	人間関係の指導法Ⅱ		1		
	幼児と環境		1		
	環境の指導法Ⅰ		1		
	環境の指導法Ⅱ		1		
	幼児と言葉		1		
	言葉の指導法Ⅰ		1		
	言葉の指導法Ⅱ		1		
	幼児と音楽表現		1		
	幼児と造形表現		1		
	表現の指導法Ⅰ		1		
	表現の指導法Ⅱ		1		
	保育内容総論		1		
	保育カリキュラム論		2		
	子どもの保健		2		
	子どもの健康と安全		1		
	小児看護学		1		
	子どもの食と栄養		2		
	子どもの食とアレルギー		1		
	幼児教育の方法		2		
	乳児保育Ⅰ		2		
	乳児保育Ⅱ		1		
	精神保健学		2		
	特別支援教育		2		
	社会的養護Ⅰ		2		
	社会的養護Ⅱ		1		
	幼児理解の理論と方法		1		
	子育て支援		1		
	社会福祉学概論Ⅰ		2		
	社会福祉学概論Ⅱ		2		
	しののめ子ども学		1		
	子ども英語		2		
	子ども英語実践		2		
	愛媛のことばと文化		2		
	ソーシャルワーク論Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅲ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅳ		2		
	子ども家庭福祉		2		
	生命倫理		2		
思考・判断・表現	音楽Ⅰ（保育内容の理解と方法Ⅰ）		1	6単位以上	
	音楽Ⅱ（保育内容の理解と方法Ⅱ）		1		
	音楽Ⅲ（保育内容の理解と方法Ⅲ）		1		
	音楽Ⅳ（保育内容の理解と方法Ⅳ）		1		
	図画工作Ⅰ（保育内容の理解と方法Ⅴ）		1		
	図画工作Ⅱ（保育内容の理解と方法Ⅵ）		1		
	図画工作Ⅲ（保育内容の理解と方法Ⅶ）		1		
	体育（保育内容の理解と方法Ⅷ）		1		
	保育者論		2		
	教育実習Ⅰ		1		
	教育実習Ⅱ		4		
	保育実習指導Ⅰ		2		
	保育実習指導Ⅱ		1		
	保育実習指導Ⅲ		1		
	保育実習Ⅰ		4		
	保育実習Ⅱ		2		
	保育実習Ⅲ		2		
	子ども表現演習		2		
	自然教育演習		2		
	病児保育		2		
	教育相談		1		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2		
関心・意欲・態度	遊び研究	2		8単位以上	
	生きることの探究		2		
	社会学概論		2		
	社会教育実践		1		
	教育社会学		2		
	メディアとしての絵本Ⅰ		2		
	メディアとしての絵本Ⅱ		2		
	子ども家庭支援論		2		
	保育・教職実践演習（幼稚園）		2		
	地域福祉論Ⅰ		2		
	キャリア論Ⅰ		2		
	キャリア論Ⅱ		2		
	インターンシップ研修		3		
	社会福祉調査論		2		
	統計学Ⅰ		2		
	統計学Ⅱ		2		
	統計学Ⅲ		2		
ゼミナール	学びの基礎Ⅰ	1		10単位	
	学びの基礎Ⅱ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅰ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅱ	1			
	心理子ども演習	2			
	卒業研究	4			
計		12	153	100	
卒業要件単位数				124単位	

別表１の（３）　心理子ども学科社会福祉専攻　専門教育科目

領域	授業科目	単位数 必	単位数 選	卒業要件単位	
知識・理解・技能	心理学概論		2	１０単位以上	（※４）自由単位６２単位以上
	発達心理学		2		
	心理学		2		
	臨床心理学概論		2		
	精神保健学		2		
	カウンセリング演習		2		
	社会福祉学概論Ⅰ		2		
	社会福祉学概論Ⅱ		2		
	医学概論		2		
	保健医療サービス論		2		
	社会学概論		2		
	社会保障論Ⅰ		2		
	社会保障論Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2		
	ソーシャルワーク演習Ⅴ		2		
	スクール（学校）ソーシャルワーク演習		1		
	教育原論		2		
	国際福祉		1		
	災害福祉		1		
	子ども英語		2		
	子ども英語実践		2		
	English Conversation		2		
	Ready for Speech		2		
	統計学Ⅰ		2		
	統計学Ⅱ		2		
	統計学Ⅲ		2		
思考・判断・表現	しののめ子ども学	1		１０単位以上	
	地域社会学		2		
	子ども家庭福祉		2		
	高齢者福祉論		2		
	障害者福祉論		2		
	公的扶助論		2		
	権利擁護・成年後見制度論		2		
	更生保護制度論		2		
	社会福祉運営管理論		2		
	社会福祉調査論		2		
	社会調査法		2		
	質的調査の手法と質的データの分析		2		
	教育社会学		2		
	生命倫理		2		
	死生論		2		
	SDGsとグローバル社会		2		
	メディア社会論		2		
	生きることの探究		2		
関心・意欲・態度	地域福祉論Ⅰ		2	８単位以上	
	地域福祉論Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅲ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅳ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅴ		2		
	ソーシャルワーク論Ⅵ		2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		2		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4		
	スクール（学校）ソーシャルワーク論		2		
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導		1		
	スクール（学校）ソーシャルワーク実習		2		
	多文化コミュニケーション		2		
	キャリア論Ⅰ		2		
	キャリア論Ⅱ		2		
	インターンシップ研修		3		
	社会教育実践		1		
	メディアとしての絵本Ⅰ		2		
	メディアとしての絵本Ⅱ		2		
	愛媛のことばと文化		2		
ゼミナール	学びの基礎Ⅰ	1		10単位	
	学びの基礎Ⅱ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅰ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅱ	1			
	心理子ども演習	2			
	卒業研究	4			
計		11	138	100	
卒業要件単位数				124単位	

※4　自由単位（62単位）は、共通カリキュラム、子ども専攻専門教育科目、社会福祉専攻専門教育科目、地域イノベーション専攻専門教育科目、特別開講科目、分析技法に関する科目から履修する。ただし、他の大学又は短期大学において履修し、本学で認定した単位は、自由単位に含めることができる。

別表１の（４）　心理子ども学科地域イノベーション専攻　専門教育科目

領域	授業科目	単位数 必	単位数 選	卒業要件単位	
心理・コミュニケーション	心理学概論		2	１０単位以上	（※５）自由単位６６単位以上
	発達心理学		2		
	精神保健学		2		
	多文化コミュニケーション		2		
	コミュニケーション演習		2		
	キャリア論Ⅰ		2		
	キャリア論Ⅱ		2		
	ホスピタリティ論		2		
	リーダーシップ論		2		
	ファシリテーション演習		2		
	多文化ビジネスコミュニケーション		2		
	生きることの探究		2		
	愛媛のことばと文化		2		
	食とデジタルデザイン		1		
	メディアとしての絵本Ⅰ		2		
	メディアとしての絵本Ⅱ		2		
	子ども英語		2		
	子ども英語実践		2		
	English Conversation		2		
	Ready for Speech		2		
	社会教育実践		1		
	インターンシップ研修		3		
	地域イノベーション特別演習		2		
社会	しののめ子ども学	1		１０単位以上	
	社会学概論		2		
	社会福祉入門		1		
	社会調査の基礎		2		
	地域社会学		2		
	地域経済論		2		
	統計学Ⅰ		2		
	統計学Ⅱ		2		
	生命倫理		2		
	死生論		2		
	メディア社会論		2		
	SDGsとグローバル社会		2		
	生産と消費の人間学		2		
	調査・統計でみる現代社会		2		
	社会問題の社会学		2		
	地域福祉論Ⅰ		2		
	社会福祉運営管理論		2		
	国際福祉		1		
	災害福祉		1		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2		
	社会調査法		2		
	質的調査の手法と質的データの分析		2		
	統計学Ⅲ		2		
	経済学演習		2		
	社会調査演習Ⅰ		2		
	社会調査演習Ⅱ		2		
ビジネス	経営学総論		2	４単位以上	
	観光ビジネス論		2		
	簿記・会計		2		
	簿記演習		2		
	ファイナンシャル・プランニング		2		
	ファイナンシャル・プランニング演習		2		
	コンピュータ会計実務		1		
	企業分析演習		2		
	マーケティング		2		
	リテールマーケティング		2		
	マーケティングリサーチ		2		
	広告論		2		
	マーケティング演習		2		
	サービスマネジメント		2		
	ビジネスデザイン演習		2		
ゼミナール	学びの基礎Ⅰ	1		10単位	
	学びの基礎Ⅱ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅰ	1			
	心理子ども基礎演習Ⅱ	1			
	心理子ども演習	2			
	卒業研究	4			
計		11	121	100	
卒業要件単位数				124単位	

※5　自由単位（66単位）は、共通カリキュラム、子ども専攻専門教育科目、社会福祉専攻専門教育科目、地域イノベーション専攻専門教育科目、特別開講科目、分析技法に関する科目から履修する。ただし、他の大学又は短期大学において履修し、本学で認定した単位は、自由単位に含めることができる。

別表１の（５）　特別開講科目

授業科目	単位数
心理子ども特講Ⅰ	2
心理子ども特講Ⅱ	2
心理子ども特講Ⅲ	2
心理子ども特別演習	2
心理子ども講読	2
計	10

別表１の（６）　分析技法に関する科目

授業科目	単位数
データリテラシー	2
情報倫理	1
データサイエンス入門	2
プログラミング演習Ⅰ	2
プログラミング演習Ⅱ	2
基礎統計学	2
応用統計学	2
データベース概論	2
データサイエンス入門演習	2
情報処理概論	2
情報処理演習	2
マルチメディア演習	2
計	23

別 表 ２　学 納 金 等

	１ 年 次	２ 年 次	３ 年 次	４年次以降
授業料（年額）	650,000円	670,000円	690,000円	710,000円
施設・設備費（年額）	250,000円			
実習費（年額）	10,000円			
入　学　金	250,000円			
入 学 検 定 料	30,000円			
一般選抜併願制度利用者の 入学検定料	40,000円			
大学入学共通ﾃｽﾄ利用選抜の 入学検定料	15,000円			
大学入学共通ﾃｽﾄ利用選抜併願制度 利用者の入学検定料	25,000円			

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

昨今の 18 歳人口の減少、高校生の社会福祉分野への進路選択者数の減少、本年度新設された地域イノベーション専攻の県内浸透の遅れもあり、入学定員の確保が厳しく、ここ数年定員を充足出来ていない状況にある。本学の実態にあわせて、入学定員（編入学定員を含む）及び収容定員を減員し、適正規模への定員変更を行う。

2. 変更の内容

（１） 第 3 条：表中の３年次編入学定員を削除。子ども専攻の収容定員を 200 名に変更。社会福祉専攻・地域イノベーション専攻の入学定員を 30 名とし、収容定員を 120 名とする。人文科学部心理子ども学科の入学定員を 80 名とし、収容定員 460 名を 320 名に改める。

（２） 第１４条第１項：「収容定員を満たさないときに限り」という文言を追加。

（３） 第１４条第２項：「志望する専攻に欠員がある」の文言を「収容定員を満たない」に変更。

3. 変更の時期

2025 年 4 月 1 日

松山東雲女子大学学則の一部改正（案）　新旧対照表

（変更箇所：下線部）

<table>
<tr><th>新　　学　　則（令和７年度）</th><th>旧　　学　　則（令和６年度）</th></tr>
<tr><td>第２章　学部、収容定員及び修業年限

（学部及び収容定員）
第３条　本学に設置する学部、学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>学部</th><th>学科・専攻名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人文科学部</td><td>心理子ども学科</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>子ども専攻
社会福祉専攻</td><td>50名
<u>30名</u></td><td><u>200名</u>
<u>120名</u></td></tr>
<tr><td>地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td><u>80名</u></td><td><u>320名</u></td></tr>
</table>

第４章　入学、休学、復学、退学及び除籍

（編入学及び転入学）
第１４条　次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、<u>収容定員を満たさないときに限り、</u>選考のうえ３年次に入学を許可する。
(1) 大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者及び修得見込みの者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２</td><td>第２章　学部、収容定員及び修業年限

（学部及び収容定員）
第３条　本学に設置する学部、学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>学部</th><th>学科・専攻名</th><th>入学定員</th><th><u>３年次編入学定員</u></th><th>収容定員</th></tr>
<tr><td rowspan="3">人文科学部</td><td>心理子ども学科</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>子ども専攻
社会福祉専攻</td><td>50名
<u>60名</u></td><td><u>5名</u>
<u>5名</u></td><td><u>210名</u>
<u>250名</u></td></tr>
<tr><td>地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">計</td><td><u>110名</u></td><td><u>10名</u></td><td><u>460名</u></td></tr>
</table>

第４章　入学、休学、復学、退学及び除籍

（編入学及び転入学）
第１４条　次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、選考のうえ３年次に入学を許可する。
(1) 大学を卒業した者又は大学に２年以上在学し、62単位以上修得した者及び修得見込みの者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２</td></tr>
</table>

年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）	年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者	(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者
２．次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、収容定員を満たさないときに限り、選考のうえ２年次に入学を許可する。	２．次の各号のいずれかに該当する女子で、本学への入学を志願する者があるときは、志望する専攻に欠員があるときに限り、選考のうえ２年次に入学を許可する。
(1) 大学又は短期大学に１年以上在学し、30単位以上修得した者及び修得見込みの者	(1) 大学又は短期大学に１年以上在学し、30単位以上修得した者及び修得見込みの者
(2) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者	(2) 大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）	(3) 専修学校の専門課程（修業年限が２年以上であること。その他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。）
(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者	(4) 外国の学校において学修した者で、相当の年齢に達し、前各号と同等以上の学力があると本学が認めた者
３．第１項の規定により、入学を許可された者の在学年数は４年、第２項の	３．第１項の規定により、入学を許可された者の在学年数は４年、第２項の

規定により、入学を許可された者の在学年数は、５年を超えることができない。すでに修得した授業科目、単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する	規定により、入学を許可された者の在学年数は、５年を超えることができない。すでに修得した授業科目、単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する
附　　則	附　　則
１．この学則は、文部大臣認可の日から公布し、1992年４月１日から施行する。	１．この学則は、文部大臣認可の日から公布し、1992年４月１日から施行する。
―中　略―	―中　略―
40．この学則は2024年４月１日から施行する。なお、2023年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。	40．この学則は2024年４月１日から施行する。なお、2023年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
41．2025年度から2027年度において人文科学部の収容定員は、第３条の規定にかかわらず、次のとおりとする。 2025年度　心理子ども学科　４２０名 2026年度　心理子ども学科　３８０名 2027年度　心理子ども学科　３５０名	
42．この学則は2025年４月１日から施行する。なお、2024年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

令和 6 年 12 月 25 日

ア　学則変更（収容定員変更）の内容

本学の心理子ども学科は令和 7（2025）年 4 月 1 日より入学定員を 110 名から 80 名に、収容定員 460 名から 320 名に変更する。

新	旧
心理子ども学科 入学定員　80 名 収容定員　320 名	心理子ども学科 入学定員　110 名 3 年次編入学定員　10 名 収容定員　460 名

イ　学則変更（収容定員変更）の必要性

本学の心理子ども学科では、入学定員を 110 名（収容定員 460 名）として学生を募集しているが、近年は、入学定員を充足するに至っておらず、収容定員を大きく割る状況が続いている。令和 3（2021）年以降の入学生状況は下表のとおりとなっている。このため、18 歳人口の動向、愛媛県内進学状況、本学の入学定員状況等を踏まえ、適切な財務運営を確立する必要があるから、今回の入学定員と収容定員の変更は必要不可欠であると考える。

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入学定員	110 名	110 名	110 名	110 名
入学者数	94 名	76 名	54 名	53 名
充足率	85.45%	69.09%	49.09%	48.18%

ウ　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

この度の学則変更（収容定員変更）に伴う直接的な教育課程、教育方法及び履修指導方法、教員組織の変更はない。学生への指導や支援等の対応をさらにきめ細やかにする。

施設・設備の内容については、他学科及び併設大学との共用も含めて変更はなく、教育研究を行うのに十分な施設・設備等を備えている。

目　次

(1) 収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）

(2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）

(3) 学生確保の見通し（具体的な取組状況）

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要（定員変更内容）

松山東雲女子大学(以下「本学」という)は、人文科学部心理子ども学科に子ども専攻、社会福祉専攻及び地域イノベーション専攻の 3 専攻からなる大学である。今般、入学定員、及び収容定員の適正化を図るため、社会福祉専攻及び地域イノベーション専攻の入学定員・収容定員を変更することとし、２専攻の合計の入学定員を 60 人から 30 人に、また、子ども専攻の３年次編入枠を５人から０人、心理福祉専攻の３年次編入枠も５人から０人にし、収容定員を 250 人から 120 人に、本学の収容定員総数を 460 人から 320 人に変更する。

2024 年度入学定員および収容定員

	入学定員	３年次編入枠定員	収容定員
子ども専攻	50 名	5 名	210 名
社会福祉専攻	60 名	5 名	250 名
地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻			
合計	110 名	10 名	460 名

2025 年度入学定員および収容定員

	入学定員	３年次編入枠定員	収容定員
子ども専攻	50 名	0 名	200 名
社会福祉専攻	30 名	0 名	120 名
地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻			
合計	80 名	0 名	320 名

(2) 人材需要の社会的な動向等（収容定員を変更する背景）

①学園の中期計画における教育組織改革

2024 年度からスタートした第 1 期中期計画第 1 フェーズ(2024～2026 年度)では、18 歳人口の減少が比較的穏やかな 2030 年まで(【資料 1-1】【資料 1-2】)に、学生が集まる教育組織の改組に着手する予定である。選択と集中により、将来的に厳しい分野を見極め、本学が安定的な学生募集が可能になる教育組織体制に組み替える計画を立てている。そのため、入学定員・収容定員の削減をし、定員充足率を意識しながら、体制を整えていく計画である。

【資料 1-1】愛媛県 18 歳人口の推移(男女)

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
愛媛県	人数	11,908	11,366	11,771	11,791	11,507	11,597	11,373	11,414	10,975	10,747	10,473	10,110
	指数	104.8	100.0	103.6	103.7	101.2	102.0	100.1	100.4	96.6	94.6	92.1	88.9
四国	人数	32,825	31,419	32,132	31,757	31,685	31,073	30,944	30,731	29,957	29,437	28,906	28,242
	指数	104.5	100.0	102.3	101.1	100.8	98.9	98.5	97.8	95.3	93.7	92.0	89.9

【資料 1-2】愛媛県 18 歳人口の推移(女子)

		2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	2031年	2032年	2033年	2034年
愛媛県	人数	5,882	5,568	5,733	5,749	5,667	5,711	5,519	5,596	5,389	5,140	5,062	5,015
	指数	105.6	100.0	103.0	103.3	101.8	102.6	99.1	100.5	96.8	92.3	90.9	90.1
四国	人数	16,152	15,549	15,678	15,602	15,425	15,248	14,966	15,032	14,709	14,234	14,036	13,864
	指数	103.9	100.0	100.8	100.3	99.2	98.1	96.3	96.7	94.6	91.5	90.3	89.2

「リクルート進学総研」より

②全国的に減少している分野

全国的に社会福祉分野の減少傾向の歯止めが利かなくなっている。四国内でも私立大学では、A 大学、B 大学、C 大学で「社会福祉士」の国家試験受験資格取得が可能だが、それらが取得できる学科の入学者数が厳しくなってきている。

【資料 2】四国内私立大学で社会福祉士国家試験受験資格の取得できる学科の充足率

2024年入学者			入学定員	入学者数	充足率	収容定員	在学者数	充足率
A大学	D学部	G学科	30	6	20.0%	120	46	38.3%
B大学	E学部	H学科	80	69	86.3%	320	297	92.8%
C大学	F学部	I学科	60	27	45.0%	244	130	53.3%

各大学 HP の情報公開より

③募集地域(県内流入)および県外流出の状況

本学への県外からの入学者数はここ６年間、10 名前後で推移している。これは全入学者の 10%前後である。ただし、そのうち「スポーツ推薦」での県外からの入学者を除くと、10%にも満たない。【資料 3】

設置している専攻の特性上、他県にも存在する専攻が多く、突出した特徴が示し切れていないため、県外からの流入者数が伸びない状況が続いている。

【資料 3】松山東雲女子大学の地元占有率の推移

全体	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	90.4%	87.5%	88.3%	90.8%	90.7%	86.8%
入学者数	94	96	94	76	54	53
地元人数	85	84	83	69	49	46
県外流入者数	9	12	11	7	5	7
うちスポーツ	4	3	2	1	0	3
その他県外	5	9	9	6	5	4
スポーツ推薦除く県外比率	5.6%	9.7%	9.8%	8.0%	9.3%	8.0%

愛媛県内には今までなかった、県内他大学(人間環境大学)が 2017 年に設置した看護学部を設置することによって、県外流出者数および県外流出率が下がった。【資料４】すなわち、県外に出る理由がなければ県内残留を選択する高校生も多く存在する。また、隣接県にその

学部学科がなければ、その隣接県からの流入も見込まれる。県外流出を減らし、県外からの流入を増やす方策としては、安定的一定数の人気職種で、かつ隣接県にも設置されていない学部学科の設置の検討が必要と考えられる。

【資料 4】地元占有率と県外流出率

	H26(2014)	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
愛媛の大学入学者数	1,570	1,635	1,485	1,710	1,750	1,696	1,787	1,832	1,851	1,892
愛媛の高校出身者数	2,740	2,829	2,825	2,905	2,892	2,833	2,902	2,843	2,914	2,884
愛媛の高校から愛媛の大学	1,072	1,040	970	1,083	1,103	989	1,028	1,083	1,089	1,156
占有率	68.3%	63.6%	65.3%	63.3%	63.0%	58.3%	57.5%	59.1%	58.8%	61.1%
残留率	39.1%	36.8%	34.3%	37.3%	38.1%	34.9%	35.4%	38.1%	37.4%	40.1%
流出者数	1,668	1,789	1,855	1,822	1,789	1,844	1,874	1,760	1,825	1,728
流出率	60.9%	63.2%	65.7%	62.7%	61.9%	65.1%	64.6%	61.9%	62.6%	59.9%
流入者数	498	595	515	627	647	707	759	749	762	736

「学校基本調査」より

(3) 学生確保の見通し（具体的な取組状況）

① 学生募集活動の強化

大学定員の厳格化の影響もあってか、入学者数がある程度確保できた 2016 年以降、一時的に入学定員の充足率が上がったが、その影響が薄らいできた 2020 年度以降、入学者数が減少の一途を辿っている。さらに入学者の地元占有率は 90%を超えるところまで来た。

その影響もあってか、結果としては加速度的に入学者数が減少していたが、そこを地域イノベーション専攻の設置を機に、学生募集の「強化」の方向に転換した。

広告媒体の利用だけに頼らず、戦略的に攻めることが可能な WEB マーケティングの活用、学科専攻の興味から「資料請求」や「オープンキャンパスの申込」に繋がるランディングページの作成、Google Analytics を利用した HP 流入者の解析、在学生自身がロールモデルとなる学生主体のオープンキャンパスへの移行、大学公式の HP とは別に学生・教職員が個人発信のできるオウンドメディア『しののめでぃあ』の立ち上げ、SNS への定期的動画投稿による投稿数及び接触機会の拡大など、目的を明確にした活動を教職員に浸透中である。

②在学生との接点の増加

オープンキャンパスについては、ほぼ毎月、休日の昼間のオープンキャンパスか、平日の夕方のムーンライト・オープンキャンパスを実施し、今年度からは東予・南予地区の生徒向けに、在学生も同行する出張オープンキャンパスを実施し、高校生に肌で感じてもらえる機会を増やしている。

③高校との接点の再構築

高校訪問に関しても、回数重視で訪問して大学側の情報提供に努めるだけではなく、両

者間にある課題の抽出・共有とその解決策のすり合わせに重点を置く。例えば、高校における「探究授業」をさらに深めるために、大学教員のアドバイスは「探究」に絞り、知識の提供で終わらず、そこから高校生本人が主体的に学ぶ姿勢への転換を促す関わり方へ移行する。

④保護者との接点強化

近年の特徴、また、本学が女子大学である特徴も含めて、入学先選択には保護者の影響が大きく関わっている。それは、オープンキャンパスの保護者の参加者数、保護者の同行率からも伺える。

【資料5】オープンキャンパス参加者の保護者同行率

	高校3年生	保護者数	同行率
2023年度	438	364	83.1%
2024年度	348	310	89.1%

その保護者向けに、新たなアプローチとして、オープンキャンパスでの別プログラムや、保護者向けの送付物の作成も手掛けている。

学生の主体的な学びとは相反する部分もあるが、学生本人の主体性を引き出すためには、保護者の理解はとても重要であり、「大学生になったご息女との向き合い方」などの講演を行っている。

⑤WEBマーケティングを含むデジタルマーケティングへの移行

高校生の生活様式の変更と、大学入学の軟化により、高校生の大学選択時期や大学選択方法が、ここ10年で大きな変化を起こしている。

雑誌や受験ポータルサイトで「進学先選択の時間」を取って学校選択を行うだけでなく、日常の生活の中で出会う大学との繋がりをきっかけに、コミュニケーションを深め、個人の疑問や不安に対応していき、入学まで結びつける。

⑥「売り作り」から「買い探し」へ

大学側の行っている活動や教員が行っている活動を数多く宣伝していくのではなく、それらの活動の中で、受験生は何を買っている(注目している)のかを、デジタルマーケティングや入学者アンケートから把握していき、買われている活動、買われているもの、買われている理由を追求していくことにより、より大学の輪郭を明確にした学生募集を実践している。

⑦学生・教職員の個人発信のオウンドメディア開設(本学の公式ホームページとは別)

本学には公式サイトとしてのホームページが存在し、教育サービス・学生サービス等の

提供内容を掲載する役割を担っている。それに対して、新しく開設したオウンドメディア『しののめでぃあ』は、それらの教育サービス・学生サービス等に対して、どう感じているのか、またそのサービスによって、何を得て、どう変わったのかをサービス受信者の立場から発信できるメディアとして新たに立ち上げた。まさに学修者の視点での発信メディアとして、学生募集だけではなく、教育成果を見るサイトとして発信していく。

以上の取り組みにより、今まで本学に目を向けていなかった層へのアプローチも可能になるため、本学を進学先として検討する母数が広がることが期待でき、収容定員変更後の適正規模の学生確保は見込めると判断している。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

少子化による 18 歳人口の減少に加え、高校生の社会福祉分野への進路選択者数の減少、本年度新設された地域イノベーション専攻の県内浸透の遅れと県内の大学での同系統学科等の設置による入学者の分散など、計画当初の目論見と違う環境となったこともあり、入学定員の確保に影響が出ている。

過去 5 年間における本学人文科学部心理子ども学科子ども専攻の平均入学定員充足率は、【資料 6】の通り、85.2%であるが、社会福祉専攻(R5 までは心理福祉専攻)＋地域イノベーション専攻の平均入学定員充足率は、53.3%となっており、この結果、本学人文科学部心理子ども学科の入学定員充足率の平均も 67.8%となっている。特に直近の 2 年間は 49.1%、48.2%と 50%を切っている。

【資料 6】松山東雲女子大学 専攻別入学試験状況

学科・専攻	区分	2020	2021	2022	2023	2024
子ども専攻 2011年度～ 心理子ども学科 子ども専攻	**入学定員**	**50**	**50**	**50**	**50**	**50**
	志願者	90	97	70	61	55
	受験者	90	97	69	61	52
	合格者	83	97	68	56	50
	入学者	**58**	**59**	**36**	**32**	**28**
	定員充足率	116.0%	118.0%	72.0%	64.0%	56.0%
社会福祉専攻 2011年度～ 心理子ども学科 心理福祉専攻 2024年度～ 心理子ども学科 社会福祉専攻	**入学定員**	**60**	**60**	**60**	**60**	**＊30**
	志願者	76	77	76	56	22
	受験者	74	77	76	56	21
	合格者	70	73	76	50	21
	入学者	**38**	**35**	**40**	**22**	**11**
	定員充足率	63.3%	58.3%	66.7%	36.7%	＊36.7%
地域イノベーション専攻 2024年度新設 心理子ども学科 地域ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝ専攻	**入学定員**					**＊30**
	志願者					36
	受験者					35
	合格者					34
	入学者					**14**
	定員充足率					＊46.7%
合計	**入学定員**	**110**	**110**	**110**	**110**	**110**
	志願者	166	174	146	117	113
	受験者	164	174	145	117	108
	合格者	153	170	144	106	105
	入学者	**96**	**94**	**76**	**54**	**53**
	定員充足率	87.3%	85.5%	69.1%	49.1%	48.2%
	収容定員	**460**	**460**	**460**	**460**	**460**
	在籍者数	401	396	352	323	286
	定員充足率	87.2%	86.1%	76.5%	70.2%	62.2%
	*社会福祉専攻と地域イノベーション専攻の2専攻で60名					

しかしながら、先に挙げた新たな学生確保のための活動をすることと、地域イノベーション専攻の学生の活動が徐々に表面化していくことにより、ここ数年間が底となるが、その後は今回の入学定員・収容定員の設定が最低限の数として設定し、必ず入学定員は確保し続けられると考えている。

愛媛県の 18 歳人口の減少が再び始まる 2030 年までには、地域イノベーション専攻の卒業生も輩出(2028 年 3 月)し、地域社会からの評価も得られ、30 名の確保は毎年実現できると考える。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
―	学長	ﾀｶﾊｼ ｹｲｿﾞｳ 高橋　圭三 ＜平成31年4月＞		博士（医学）、学校教育学修士（障害児教育）		松山東雲女子大学　学長 （平成31年4月～令和8年9月）